全警協発第75号

令和6年4月19日

協会長　各位

(一社)全国警備業協会

専務理事　黒木　慶英

警備業法及び警備業法施行規則の一部改正に伴う

警備業法等の解釈運用基準について

謹　啓

　時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当協会の運営につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

　さて、警備業法及び警備業法施行規則の一部改正に伴い、「警備業法の一部改正に伴う標識の掲示について」（令和6年3月19日付け全警協発第54号）（以下「周知依頼文書」という。）を発出したところでありますが、このたび警察庁より、標識の掲示義務等の解釈を示す「警備業法等の解釈運用基準について（通達）」（令和6年4月1日付け警察庁丙生企発第167号）（以下「本通達」という。）が発出されました。（別添参照）

本年4月1日から認定証に代わるものとして標識を主たる営業所の見やすい場所に掲示するとともに、警備業者のウェブサイトに掲載することが義務となったことから、全警協では、法の趣旨や都道府県警察の指導内容を踏まえ、警察庁と調整のうえ、標識のウェブサイト掲載についてはトップページの見やすい箇所に掲載するように周知依頼文書を発出したところであります。

本通達では標識のウェブサイト掲載について、トップページへの掲載が求められておりませんが、各警備業者において標識をウェブサイトに掲載するにあたっては都道府県警察のホームページを確認するなど各都道府県警察の指導内容に従うようにしてください。

なお、標識の掲示義務違反の場合には30万円以下の罰金（警備業法第58条第2号）が科されることがありますのでご注意ください。

つきましては、本件を管内加盟員各位に対し周知徹底下さいますようお願い申し上げます。

謹　白